

沖繩県中城湾及び金武湾の油汚染に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十五年七月二十六日

参議院議長 徳永正利殿

喜屋武眞榮

沖繩県中城湾及び金武湾の油汚染に関する質問主意書

沖繩県の中城湾及び金武湾がこの七月二十一日以来本土復帰後最大規模といわれるほど油によつて汚染され、沖繩本島の東海岸は漁場をはじめ海水浴場も汚染されるおそれが生じている。

そこで以下の点について質問する。

一 この油汚染の原因は何か。また汚染状況はどうなつてあるか伺いたい。

二 漁場や海水浴場の汚染を未然に防止する必要があるが、その具体策を伺いたい。

三 このような油による汚染を防止するための取り締り体制はどうなつてあるか伺いたい。

右質問する。